

○山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成 2 9 年 6 月 3 0 日

規則第 3 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）及び山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 9 年山陽小野田市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 市民等は、条例第 7 条の規定により情報を提供しようとするときは、空家等情報提供書（様式第 1 号）を市長に提出する方法その他適宜の方法により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けた空家等に関し、空家等管理台帳（様式第 2 号）を作成するものとする。

(立入調査等)

第 3 条 市長は、法第 9 条第 2 項の規定により、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第 3 号）を送付することにより行うものとする。

2 空家等の所有者等は、前項の規定により報告するとき、空家等に係る事項に関する報告書（様式第 4 号）により行うものとする。

3 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

4 法第 9 条第 4 項の証明書は、立入調査員証（様式第 6 号）とする。

(通知)

第 4 条 市長は、空家等が管理不全空家等であると認めるときは、管理不全空家等認定通知書（様式第 7 号）により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該管理不全空家

等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、管理不全空家等認定解除通知書（様式第8号）により当該所有者等に対し通知するものとする。

3 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、特定空家等認定通知書（様式第9号）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

4 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等認定解除通知書（様式第10号）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（助言又は指導）

第5条 法第12条及び条例第10条の助言は、口頭で行うことができるものとする。ただし、当該助言の相手方から求めがあった場合又は必要があると認める場合は、文書その他の方法により行うものとする。

2 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第11号）により行うものとする。

3 法第22条第1項の規定による指導は、特定空家等に対する指導書（様式第12号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 市長は、法第13条第2項及び法第22条第2項の規定により勧告を行おうとするときは、あらかじめ条例第9条第1項の山陽小野田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第13号）により行うものとする。

3 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に対する勧告書（様式

第14号)により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等に対する命令書(様式第15号)により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、特定空家等に対する命令に係る事前の通知書(様式第16号)とする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、特定空家等に対する命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第17号)により意見書及び自己に有利な証拠を提出しなければならない。ただし、法第22条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを特定空家等に対する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第18号)により請求する場合は、この限りではない。

4 法第22条第7項の規定による通知は、特定空家等に対する命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書(様式第19号)により行うものとし、同項の規定による公告は、山陽小野田市公告式条例(平成17年山陽小野田市条例第3号)に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

5 法第22条第13項の標識は、標識(様式第20号)により行うものとし、同項の国土交通省令・総務省令に規定するその他の適切な方法は、山陽小野田市公告式条例の規定により行う公示の方法とする。

(代執行)

第8条 市長は、法第22条第9項の規定による代執行(以下この条において単に「代執行」という。)をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

2 代執行を行う場合の行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、特定空家等に対する戒告書(様式第21号)により行うものとする。

3 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を特定空家等に対する代執行令書（様式第22号）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

4 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（様式第23号）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（略式代執行）

第9条 市長は、法第22条第10項の規定により措置をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

2 法第22条第10項の規定による公告は、山陽小野田市公告式条例に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

（緊急代執行）

第10条 法第22条第11項の規定による措置を実施したときは、特定空家等に対する緊急代執行通知書（様式第24号）により所有者等に通知するものとする。

（緊急安全措置）

第11条 条例第11条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第25号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急安全措置を講じた空家等の所在地
- (2) 緊急安全措置の内容
- (3) 緊急安全措置の実施日
- (4) 緊急安全措置を講じた理由
- (5) 緊急安全措置に要した費用
- (6) 所有者等の費用負担に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第3項の規定による告示は、山陽小野田市公告式条例に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

(協議会)

第12条 条例第9条第1項に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。

ア 空家等が特定空家等に該当するかどうかの判断

イ 特定空家等に対する勧告、代執行等の措置の方針

- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の空家等対策に関し市長が必要と認めること。

2 前項第2号及び第3号に規定する市長が必要と認める事項については、市長たる委員は協議会（第15条に規定する部会を含む。）における会議に参加すること、及び採決に加わることができないものとする。

(協議会の委員)

第13条 協議会は、法第8条の規定により、市長のほか、地域住民、市の議会の議員、弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、法務局職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体等の役員等から市長が必要と認める者をもって構成する。

(協議会の会長及び副会長)

第14条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の部会)

第15条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会の決議事項を協議会へ報告するものとする。

(市長の職務代理)

第16条 市長は、会議に出席できないときは、以下の各号に定める者がその順序により、代理するものとする。

(1) 副市長

(2) 市民部長

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第19号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月5日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年9月19日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

空家等情報提供書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

住所

氏名

電話番号

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の所在地	山陽小野田市
空家等の所有者等	建築物等：
	その敷地：
空家等となった時期	年 月頃
空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている状況（管理の状況）：	

空家等管理台帳

【 空家No. _____ 】

物件番号			地区名			グループ			
所在地						住居表示			
所有者	氏名			連絡先					
				(TEL)					
	特定 ☐ 未特定 ☐ 特定済 ☐ 不存在 ☐ 行方不明 ☐ 能力損傷 ☐ 確知 ☐ 可能 ☐ 不可能 ☐ 収監 ☐ 相続放棄 ☐ 相続拒否 ☐ 相続人無 権利								
管理者	氏名			連絡先					
				(TEL)					
	所有者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 父母 ☐ 本家 ☐ 親類 ☐ 近隣世帯 ☐ 会社 ☐ 不動産会社 ☐ その他							
	管理状況	☐ 管理している ☐ 時々管理している ☐ 全く管理されていない							
	不能理由			☐ 放置遺棄 ☐ 不在 ☐ 行方不明 ☐ 能力損傷 ☐ 不存在 ☐ 相続放棄 ☐ 相続人なし					
建 物	種 類	☐ 居宅 ☐ 小屋 ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 車庫 ☐ 旅館 ☐ 料理店 ☐ 寄宿舍 ☐ 共同住宅・マンション・アパート ☐ その他 ()							
	主体構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()							
	屋根構造	☐ スレートぶき ☐ 亜鉛めっき鋼板ぶき ☐ 瓦ぶき ☐ その他 ()							
	階 数	☐ 平屋建 ☐ 2階建 ☐ 3階建 ☐ 4階建 ☐ 5階建以上 地下 ☐ 有							
	面 積	建築面積	m ²	床面積	m ²				
	建築年月日			築年数	年	登記有無	☐ 有 ☐ 無		
	抵当有無	☐ 無 ☐ 有	抵当権者						
	空家になった時期	☐ 不明							
	土 地	地 目	☐ 宅地 ☐ その他 ()		地 積	m ²			
法的適用		☐ 建築基準法上の道路でない ☐ 接道義務不良 ☐ 市街化調整区域内							
空家判定		☐ 居住中 ☐ 空家等 ☐ 不明		特定空家 ☐ 管理不全空家である ☐ 特定空家である					
建物に関する不良度判定基準									
区分	項目	内容					不明 (前回継承)		
構造一般の程度	基礎	☐ 構造耐力上主要な部分である基礎が確認できる ☐ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石である ☐ 構造耐力上主要な部分である基礎がない					☐		
	外壁	☐ 外壁の構造が粗悪でない ☐ 外壁の構造が粗悪である							
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱、又は梁	☐ 柱の傾斜がなく、土台又は柱も破損や腐朽等がない ☐ 柱が傾斜、土台又は柱が腐朽又は破損等小修理を要する ☐ 基礎に不同沈下、柱の傾斜が著しい、梁が腐朽又は破損、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損等大修理を要する					☐		
		☐ 腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のある							
		外壁	☐ 剥落、腐朽又は破損がなく、下地が露出していない ☐ 剥落、腐朽又は破損により、下地が露出している ☐ 剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出している又は壁体を貫通する穴が生じている					☐	
	屋根		☐ 屋根ぶき材料の一部に剥落やずれがない ☐ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ、雨もり ☐ 屋根ぶき材料に著しい剥落、軒の裏板、たる木等が腐朽又は軒のたれ下り ☐ 屋根が著しく変形						☐
		危険度	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E						
	緊急度	☐ 即対策（緊急） ☐ 早急に対策 ☐ 近いうちに対策 ☐ 低いがいずれ対策 ☐ 経過観察 ☐ なし							
	行政措置	直近執行日			直近措置			住宅特例	☐ 解除なし ☐ 解除
	処理状況	☐ 所有者特定中 ☐ 自然倒壊 ☐ 再居住 ☐ 売却 ☐ 是正済 ☐ 助言指導中（ ☐ 適正管理 ☐ 解体 ☐ バンク候補） ☐ 除却済（ ☐ 助言指導 ☐ 代執行 ☐ 自主解体）							

建物の周囲に対する危険度のランク

ランク	評価内容
I	☐ 倒壊した場合でも、隣家及び公道を通行する人・車両に危険を及ぼす可能性が無い
II	☐ 倒壊した場合に、隣家または公道を通行する人・車両に危険を及ぼす可能性がある

工作物の程度

評価項目	評価内容
①付属物、門、塀の状態	☐ 付属物、門、塀が傾斜、破損している

衛生上の問題

評価項目	評価内容
①汚物の流出又は臭気の発生	☐ 浄化槽等の放置または排水等の流出により臭気が発生している。
②ごみ等の放置又は不法投棄あり	☐ ごみ等の放置または不法投棄により近隣、道路等に影響が発生している。

景観上の問題

評価項目	評価内容
①窓ガラス等の破損	☐ 母屋の窓ガラスが割れたまま放置されている。
②立木、雑草等の繁茂	☐ 立木等が庭や建築物を覆う程度まで繁茂している。または雑草の手入れがされていなく、繁茂している状態。

生活環境への問題

評価項目	評価内容
①立木の状態	☐ 立木の腐朽または倒壊により枝等が大量に散らばっている。立木が近隣家屋や道路にはみ出している。
②小動物の住家	☐ 犬、猫等の小動物が住み着いている。
③害虫等の発生	☐ ハチの巣、シロアリの食害がある。または害虫が大量に発生している。
④不適切な管理	☐ 1階の窓ガラス、玄関、外壁が貫通している等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置している。

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

空家等に係る事項に関する報告徴収書

貴殿が所有又は管理する下記空家等につき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、下記の事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告徴収の責任者

5. 報告の期限

- ・上記5の期限までに上記3の報告先まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山陽小野田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

山陽小野田市長 あて

報告者 住所
氏名
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空家等
所在地

用途
所有者の住所
所有者の氏名

2. 報告事項

3. 添付書類
(所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類)

・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

立入調査実施通知書

貴殿が所有又は管理する下記空家等につき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、立入調査を実施しますので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1. 対象となる空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名
- 2. 立入調査の目的
- 3. 立入調査の内容
- 4. 立入調査の日時
- 5. 連絡先

・この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

(表)

立 入 調 査 員 証	
所 属	
氏 名	
(写真)	生年月日
	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査に従事する職員であることを証明する。
	年 月 日（ 年 月 日まで有効）
山陽小野田市長	
印	

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（立入調査等）
第9条 略

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

※立入調査員証の大きさは、おおむね縦幅6センチメートル、横幅9センチメートルとする。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

管理不全空家等認定通知書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の「管理不全空家等」に該当すると認定しましたので、通知します。

記

1. 対象となる空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 空家等の状況

3. 助言の内容

4. 連絡先

- ・上記2に記載する空家等の状況が改善した場合は、遅滞なく報告してください。
- ・今後、上記2に記載する空家等の状況が改善されない場合は、法第13条第1項の規定により、当該措置をとることを指導することとなります。

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

管理不全空家等認定解除通知書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の「管理不全空家等」に該当すると認定しましたが、空家等の状況が改善されたため、当該認定を解除します。

今後も引き続き、法に基づき適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となった管理不全空家等

所在地

用途

所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 管理不全空家等に該当しないと認めた理由

3. 連絡先

※ 当該管理不全空家等について、法第13条第2項に規定する勧告を受けている場合は、この通知により撤回されるものとします。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等認定通知書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認定しましたので、通知します。

記

- 1. 対象となる空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名
- 2. 空家等の状況
- 3. 助言の内容
- 4. 連絡先

・上記2に記載する空家等の状況が改善した場合は、遅滞なく報告してください。
・今後、上記2に記載する空家等の状況が改善されない場合は、法第22条第1項の規定により、当該措置をとることを指導することとなります。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等認定解除通知書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認定しましたが、空家等の状況が改善されましたので、当該認定を解除します。

今後も引き続き、法に基づき適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となった特定空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 特定空家等に該当しないと認めた理由

3. 連絡先

※ 当該特定空家等について、現在、法第22条第2項に規定する勧告又は同条第3項に規定する命令を受けている場合は、この通知により撤回されるものとします。

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

管理不全空家等に対する指導書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の「管理不全空家等」に該当すると認められることから、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる管理不全空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 指導の内容

3. 指導に至った事由

4. 連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- ・上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の定めにより、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・勧告により、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の定めにより、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する指導書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められることから、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 指導の内容

3. 指導に至った事由

4. 連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- ・上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・勧告により、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

管理不全空家等に対する勧告書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の「管理不全空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

6. 連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- ・上記2に示す措置を実施せずに放置し、状態が悪化した場合、法第2条第2項に規定する特定空家等に認定される場合があります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の定めにより、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する勧告書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

6. 連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する命令書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく、命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限

6. 連絡先

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山陽小野田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、

当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する命令に係る事前の通知書

貴殿が所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、山陽小野田市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地

用途
所有者等の住所

所有者等の氏名
 2. 命じようとする措置の内容
 3. 命ずるに至った事由
 4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
 5. 意見書の提出期限
- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

年 月 日

山陽小野田市長 あて

提出者 住所

氏名

電話番号

特定空家等に対する命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前通知書に対し、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

所有者等の住所

所有者等の氏名

2 命令に係る事前通知書に対する意見

3 自己に有利な証拠の提出の有無 有 ・ 無

備考 所定の様式に記載することができない場合は任意の様式に記載し、証拠書類等がある場合は添付し提出すること。

年 月 日

山陽小野田市長 あて

提出者 住所

氏名

電話番号

特定空家等に対する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前通知書に対し、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠の提出に代え、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

所有者等の住所

所有者等の氏名

2 意見の聴取に出席する者の住所、氏名及び連絡先

住所

氏名

電話番号

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第22条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第22条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等
所在地

用途
2. 所有者等の住所及び氏名
3. 命じようとする措置の内容
4. 聴取の期日及び場所
5. 連絡先

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 命令に係る措置の内容

3 命令に至った事由

4 命令の責任者

所 属

職氏名

連絡先

5 措置の期限

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する戒告書

貴殿に対し 年 月 日付け 第 号により貴殿の所有又は管理する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 用途

(3) 構造

(4) 規模

(5) 所有者等の住所

(6) 所有者等の氏名

2. 措置の内容

3. 連絡先

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山陽小野田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができません。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する代執行令書

年 月 日付け 第 号により貴殿の所有又は管理する下記特定空家等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 用途

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 代執行の内容

4. 執行責任者氏名

5. 代執行に要する費用の概算見積額

円

6. 連絡先

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山陽小野田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告（訴訟において山陽小野田市を代表する者は山陽小野田市長となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

執 行 責 任 者 証	
所 属	
氏 名	
(写真)	生年月日
	上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
	年 月 日
山陽小野田市長	
	
1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の特定空家等に対する措置	
2. 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日まで	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第22条 略
2～8 略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～17 略
行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

＊執行責任者証の大きさは、おおむね縦幅6センチメートル、横幅9センチメートルとする。

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

特定空家等に対する緊急代執行通知書

貴殿が所有し、又は管理する空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告していましたが、緊急に周辺の生活環境の保全を図るために措置を行う必要があると認められる状態であったことから、法第22条第11項の規定に基づき、次のとおり即時執行を行いましたので、通知します。

なお、措置に要した全ての費用を法第22条第12項の規定に基づき、あなたに請求します。

記

1. 対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 用途

(3) 構造

(4) 規模

(5) 所有者等の住所

(6) 所有者等の氏名

2. 即時執行日

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者氏名

4. 代執行に要した費用（請求額） 円

5. 連絡先

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

緊急安全措置実施通知書

貴殿が所有又は管理する下記の空家等について、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例（平成29年山陽小野田市条例第16号）第11条第1項の規定に基づき緊急安全措置を講じましたので同条第2項の規定に基づき通知します。

なお、当該措置に費用を要した場合は、同条第4項の規定に基づき貴殿に請求しますので、下記期限までに納めていただきますようお願いします。

記

1. 緊急安全措置対象空家等
2. 緊急安全措置の内容
3. 緊急安全措置の実施日
4. 緊急安全措置を講じた理由
5. 緊急安全措置に要した費用
6. 費用負担について
7. 連絡先